

広報
まつのやま

10月10日は「目の愛護デー」
大事な目・大切に
第4回 郡美術展
10月19日～21日
牧村民体育館

町のキヤル

今月の表紙 村山紀子

1985 10月号
発行所 鳥取県松之山町 ☎02559(6)3031
No.116 昭和60年10月9日

月しない

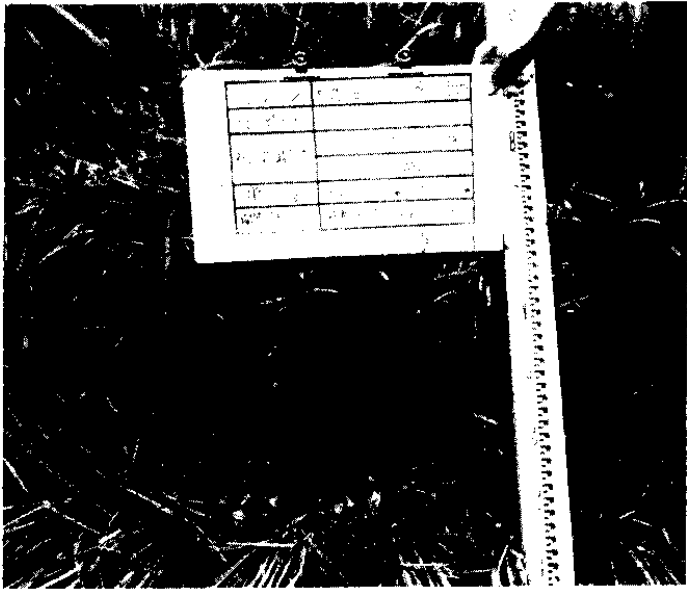
所あり

ます

○黒倉・藤原・月池

水田の3割が干害

— 復旧計画のある畦畔は181Km —



天水田に入った大きな亀裂

今年の夏は、記録的な日照りて水田の干ばつが広がったが、町産業課の調査によると全耕地の約三〇％(一七九〇)を復旧しなければならぬ事がわかった。畦畔延長にして一八一キロに達している。

復旧計画の多い地区は藤倉の六九・一％。大荒戸の六二・五％。坪野の六一・二％。黒倉の六〇・三％。下鰈池の五八・六％などとなっている。

九月二十四・二十五日の二日間、松之山で国の干ばつ査

定が行われ、十一団地で畦畔延長七・三七四〇、査定額は約一千万円となった。

また、十月には四団地で六・三二〇を査定申請することになっている。

国の災害復旧を受けても、復旧工事費の半分は個人負担となることから、被害農家では深刻な事態となっている。

町では、国の災害復旧からもれた地区については県単事業や町単事業で救済することを検討している。



干害の調査をする町職員

▽水田干害復旧計画(九月十日現在)	▽第一次査定(決定)
○重機で復旧計画のあるもの	○人力復旧
○畦畔延長 八一、八四七〇	○機械復旧
○水田面積 八、七〇五	○合計
○人力で復旧計画のあるもの	○査定額
○畦畔延長 九九、一五三〇	▽第二次査定(申請予定)
○水田面積 九、二三四〇	○団地数
○合計	○人力復旧
○畦畔延長 一八一、〇〇〇	○機械復旧
○水田面積 一七、九三九	○合計
	○団地数
	○人力復旧
	○機械復旧
	○合計



第4回 農業祭

10月27日(日)

家族そろってお出かけください! 農業の苦勞をねぎらい合おう!!

高齢者特産品展示が登場

一年間の農業生産と文化活動の成果を展示、発表し合う町農業祭が、今年も開催される。通算四回目。農業、文化いずれの部門も年々、盛大になりつつある農業祭だ。

春季異常豪雪に夏季干害の追い打ち。加えて収穫の秋の雨続き。農業生産は、大きな打撃の年だった。農家の精神的肉体的労苦は計り知れないと言わなければならぬ。それだけに、今年の農業祭こそ、お互いの苦勞をねぎらい合い、来年への鋭気を養う好機としないだろうか。大方の期待は、かかる点に集中しているように

思える。婦人会の皆さんの絶大な協力を得てつくられるコシヒカリおにぎり、手打そばは、今回も人気の的になりそう。伝えていきたいわが家の味と香り展示会。今回は新たに一般参観者から「人気投票」をしてもらおう、と企画中。松之山町の風土と住民の生活の知恵から生まれた伝統食品から、特産物として育成できる物を選び出そうという願いが、そこには込められている。ちなみに「高齢者特産品展示」が初登場する。

豪雪と干害にもめげず好成績が期待される。第二回良質

米安定多収穫共励会の出品展示と入賞者の表彰式も、来場者注視の下で行われる。

近年、農民の健康管理が重要視されつつある中、新しく「農業の安全使用展示」が加わる。工夫を凝らした「食推コーナー」も、人気を呼ぼう。子供たちを喜ばせようと、ポン菓子やサービス、もちつき大会は、例年通り。

農機具の展示即売は、町整備業組合の皆さんの協力で開かれる。農業祭に彩りを添えてきた錦鯉品評会は、今年も県品評会の子選を兼ねて前日(二十六日)開催に変わる。

農業祭の

行事

- ▼芸術祭
十月二十七日(日)
十月二十六日(日)

- 十月二十七日(日)
十月二十八日(日)
▼錦鯉品評会及び表彰式
十月二十六日(日)

- ▼農業祭
十月二十七日(日)
- ①野菜・牛肉即売会
- ②わが家の味と香り展示会
- ③農機具展示即売会
- ④もちつき大会
- ⑤コシヒカリ・手打そば試食
- ⑥ポン菓子
- ⑦良質米多収穫共励会入賞者表彰式及び出品展示会
- ⑧食推展示会
- ⑨「明日の松之山町を考える」論文・絵画等の入賞者表彰
- ⑩農業祭鏡割り

新潟県最低賃金
10月4日から
1日 3,367円
(ただし、時間給の労働者は、1時間 421円となります。)

多彩に繰り広げられる。特に、部落民の強い協力体制に支えられ猛練習を重ねている。上川手歌舞伎が、芸術祭の呼び物となるのは、間違いあるまい。一段と磨きがかかった芸を持って、大張り切りで舞台を踏んで欲しい。農山村文化の在り方に貴重な示唆を与えずにはいないだろう古典芸能だからだ。

このほか芸術祭には、「明日の町を考える」論文等の入賞者の表彰式も行われる。行事日程など詳細については、全戸に配付されるチラシをご覧のうえ、家族そろってお出かけください。

9月定例議会

一般会計補正予算

5,361万4千円追加

九月議会定例会（昭和六十一年第五回）が二十五日、二十六日の二日間開かれた。

予算関係では、昭和五十九年度町四会計決算が認定された。国保の直診松之山診療所勘定特別会計では、一般会計から六五〇万円の繰入をして、五九五万六、二三一円、歳出が二億〇、六八六万二、二二

一円で差引九〇万五、九九〇円の赤字となった。

また、六十年度予算では一般会計、国保会計、簡水特別会計の補正が行われた。水田利用再編対策推進事業で実施の上川手集落拠点施設の条例が制定され、松里小学校教員住宅の新築や上湯集落開発センターの新築による条例の改正など、七条例の一部

改正が行われた。

町議会常任委員会の編成替が行われたが、総民委員会は変更がなく、建設と産経委員会と各一名の異動となり、各委員長ともそれぞれ再任された。町教育委員会委員の高波仁一郎さんと、町固定資産評価審査委員会委員の石塚清丸さんがそれぞれ再任された。

一般質問は竹内平八郎、田辺尚二、高橋英一の三議員が干ばつ問題などについて町長の考えをたじた。

議員提出議案の国保財政の危機打開に関する意見書と町職員組合から陳情のあった国家公務員給与引上げの人事院勧告完全実施を求める意見書を政府などに提出する事になった。

補正予算

主な使いみち

総務費

- 職員共済組合負担金・追加費用等増 三二六万円
- 自動車更新 二二〇万円
- 家屋解体工事（旧東北電力社宅） 四〇万円
- 屋根修理（新山の旧東北電力社宅） 二九万円
- 民生費
 - 松之山保育所浄化槽工事 一八九万円
 - 結核検診・精密検査委託料増 八六万円
 - 妊産婦乳児医療費助成金 二〇万円

農林水産業費

- 農林水産物直売施設改修材料代（希望館） 二九万円
- 林構松里特用林産生産組合補助金 一〇〇万円
- 林産集落振興対策作業用建物設計管理委託料三五万円
- 林構花木植栽委託料（大蔵寺高原） 二〇万円
- 土地改良臨時賃金二七万円
- 集会施設の設計委託料と電気設備工事増（新田） 八八万円
- 商工費
 - 新聞等広告料増 一〇万円

ビデオカセット購入

三〇万円

スキーリフト工事

一、三三六万円

土木費

- 道路維持費（東川藤倉天水越線と松代松之山線の交差点改良） 一五二万円
- 地付線他の改良工事増 四九八万円
- 県のロータリー除雪車購入（払い下げ車） 三五万円
- 地域防雪体制整備事業（中山山地域） 五八万円
- 消防費
 - 非常備消防費（無線免許申請・消火実験経費等） 一六万円
 - 消防施設費（消火栓修繕・消火栓二基） 三五万円

教育費

- 事務局臨時賃金増二〇万円
- 教員住宅新築の水道引込工事 二〇万円
- 松里小漏水防止工事 五〇万円
- 松之山小敷地整備（測量・登記委託料、残土処理、立木補償料増） 七四万円
- 中学校の給食従事員退職報償金 一〇〇万円
- 中学校寄宿舎冬囲い 二六万円
- 民俗資料館運営費（展示場修繕・水道修理・電気修理等） 一五万円
- 災害復旧費
 - 農道災害復旧（曾根線） 二、五〇〇万円

審議可決した主な事項

簡水の補正

五七二万円追加

○一三万四、一五八円。歳出二四億三、七八四万六、四四五円。

▽昭和六十年度一般会計補正予算(第三回)

○五、三六一万四千円追加し総額二四億四、二七一万三千円とする。

▽昭和六十年度国保特別会計補正予算(第二回)

○総額の二億九、三三二万円

には変更ない(過年度保険還付金、退職者医療交付金返還金の計一七二万円を予備費で支出)

▽昭和六十年度簡易水道事業特別会計補正予算(第一回)

○五七二万一千円追加し総額六、四〇一万二千円とする。

(管理費、水道修理・補償工事の増)

五十九年の四会計

決算を認定

▽昭和五十九年度四会計決算の認定。

○一般会計・歳入二四億九、

○新築の松里小学校教員住宅(松里荘)を加える。
▽町集落開発施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正。

○新築の上湯集落開発センターを加える。

国保税の課税額

一部改正

▽町国民健康保険条例の一部改正。

○国民健康保険税の課税額を(所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額等)改正。

▽町家庭奉仕員派遣に伴う費用徴収条例の一部改正。

○利用者負担額(一時間当り)非課税の世帯は無料、九、六〇〇円以下は二〇〇円、三万二、四〇〇円以下は三五〇円、四万二、〇〇円以下は五〇〇円、四万二、〇〇

一円以上は六五〇円に改正。
▽町過疎地域振興計画の変更。
○町道改良や舗装、社会教育施設(集会施設)などの事業を新たに付け加える。

▽町営土地改良事業の施行について。

○耕地災害復旧(藤倉地区)と

団体営地すべり関連事業(持田地区用水)の議決を得る。
▽町営土地改良事業計画の変更。

○団体営地すべり関連事業(天水越地区)の変更。

▽土地改良による字の変更。

○天水越の日向平と長峰。

▽議会から町農業委員の推薦

○佐藤利幸(天水越)

▽町教育委員の任命。

○高波仁一郎(松口)

▽町固定資産評価審査委員。

○石塚清丸(蒲田)

▽議会常任委員会委員の指名及び同正副委員長の選任。

○総務民生委員会

委員長 村山正英

副委員長 相沢達雄

委員 田山正二、村上尚二、柳里志、柳治、佐藤大治

○建設委員会

委員長 高橋平八郎

副委員長 関谷典、保坂武雄、高橋定安、本山一夫、相沢良三

○産業経済委員会

委員長 竹内平八郎

副委員長 樋口真一

高橋英一

佐藤利幸

小野塚保夫

田辺慎一

田辺一夫

▽議員提出議案

○国保財政の危機打開に関する意見書を政府など関係機関に提出することにした。

○赤字は国庫負担金をもって補填すること。

○保険税の負担増を招かないよう現行の国庫負担制度を見直すことなど。

陳情

▽国家公務員給与引上げの人事院勧告完全実施を求める意見書の採択に関する陳情書。

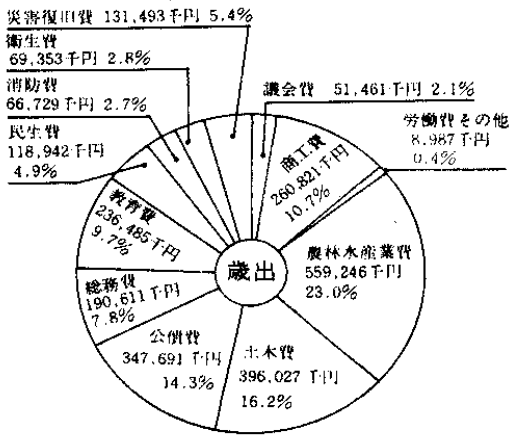
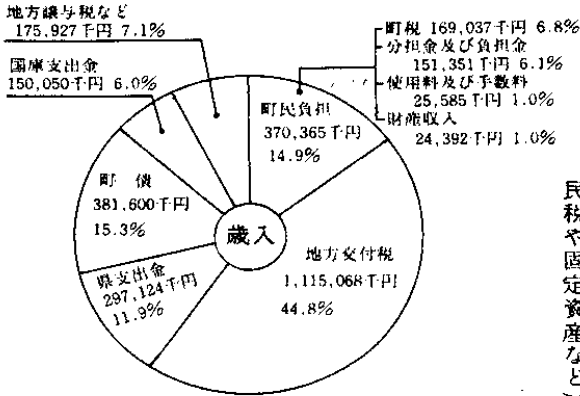
○人事院は、国家公務員給与を五・七四割引き上げの勧告を行ったが、政府は連年

にわたり人勧凍結・抑制を打ちだそうとしているので、

人事院勧告を速やかに完全実施されるよう意見書を提出してほしい。

(町職員組合執行委員長・中島良一)

昭和59年度 一般会計決算



昭和五十九年度の一般会計予算額は、当初二億九、〇三六万二千円でスタートしたが、その後八回の補正によって最終予算は、二億四億六、六一万九千円（当初予算より一億七、五九五万四千円増）となった。

この予算額に対して決算額は、歳入が二億九、〇三六万四、一五八円。歳出が二億三、七八四万六、四四五円で差引き五、二二八万七、七三三円の黒字となっている。歳入は、前年度比一・四四割マイナスで三、四九〇万七千

円減。国庫支出が町道改良の減などにより前年度より三五・二割（約八千万）と大幅に減少している。

歳出は、前年度比〇・一割伸び、わずかに一九六万五千円の増となっている。スキー場、町道改良・舗装事業の減により、商工費と土木費がそれぞれ約十六割減少。公共土木災害と農地災害の増により災害復旧費が大きく（六四・七割）増加、教育費が教員住宅の建設により三九・三割増加している。

歳入のうち、直接町民の負担によるものは、税収入（町民税や固定資産など）が一億

六、九〇三万七千円、税外収入（土地改良の分担金や保育料、スキーリフト使用料など）が二億〇、一三二万八千円で合計三億七、〇三六万五千円（決算総額に対する割合一四・九割）となっている。町民一人当たりの負担額は約八万円、町債（借金）は、二五億〇、四三五万八千円に達し、町民一人当たり五万八千円となり、公債比率は一六・二割に上昇している。

五十九年度の町債償還金額は、元金が一億七、〇二八万、利子が一億五、八〇六万八千円の合計三億二、八三四万八千円となっている。

町民の負担

三億七千万円

- ▽町税 一億六、九〇三万円
- 市町村民税七、二〇九万円
- 固定資産税五、九八二万円
- 軽自動車税 五一八万円
- たばこ消費税 一、五一五万円
- 電気税 六八九万円
- 木材取引税 四九万円
- 入湯税 九四一万円
- ▽分担金・負担金 一億五、一三五万円
- 土地改良分担金 一億三、〇一八万円
- 農地災害分担金 六九万円
- 保育料 一、八二八万円
- 総合検診負担金二二〇万円
- ▽使用料・手数料 二、五五八万円
- 湯沢駐車場使用料三七万円
- 老人憩の家使用料二五万円
- 家庭奉仕員派遣徴収金 一万円
- 火葬場使用料 七四万円
- 町民体育館・プール使用料 三〇万円
- スクールバス使用料 一、一三万円
- 自然休養村センター、テニスコート使用料、民俗資料館入館料 二、三三万円
- キャンプ場、高原テニスコート使用料 一、四九万円
- 町営住宅使用料一四二万円
- スキーリフト、スキー場駐車場使用料一、五七九万円
- 戸籍手数料等 一、七五万円
- ▽財産収入 二、四三九万円
- 土地貸付収入 三一万円
- 建物貸付収入 二、三三万円
- ブルドーザー等貸付料 二、四四万円
- 温泉源貸付収入四五八万円
- 利子・配当金 九四五万円
- 電電債満期償還金 一、八五万円
- 不動産売払収入五二七万円（留山ダム工事用地代等）
- 立木等売払収入（松之山小学校用地） 三六万円

青色申告で正しい記帳



商売などをしてる人の所得税は、自分で所得や税額を正しく計算して申告し、納税することになっていきます。

自分の所得を正確に計算するためには、毎日の取引をきちんと記帳しておくことが必要です。

このため、一定の帳簿に日々の取引をきちんと記帳し、その帳簿に基づいて正確な所得や税額を計算して申告する人には、所得の計算上いろいろ

る有利な取扱いが受けられることになっていきます。これを青色申告制度といい、現在では商売などをしてる人の半数以上が、この制度を利用しています。

このように毎日の取引を正確に記帳しておけば、自分の所得を正しく計算できるほか、経営内容も正確に把握でき、事業の発展を図ることができ、また、ぜひ青色申告をお勧めします。

松之山小学校

交通安全の

「優良校」で

表彰される

松之山小学校(児童一〇九名、教員一〇名)では、交通

安全の「優良学校」で、財団法人交通安全協会と県警本部から表彰され、九月二十八日安塚警察署長さんから伝達された。同校では、毎年PTAの生活指導部と協力して通学路の点検や交通安全教室、自転車教室を開き、きめ細かな指導をしている。

年金と税金

厚生年金や国民年金などの年金制度は、老齢になつたときの生活の安定などを図るため、すべての国民がその適用を受けられるようになっていきます。

これらの公的年金や恩給の収入は、所得税法上、給与所得の収入金額とされていますので、その支払の際に、通常の給与と同様に所得税の源泉徴収が行われます。

入札結果

- ▽産第二十四号 耕地災害復旧(藤倉地区道路) 高橋組 二五〇万円
- ▽産第二十五号 耕地災害復旧(藤倉地区水路) 高橋組 九〇万円
- ▽産第二十六号 耕地災害復旧(藤倉地区水路) 高橋組 二五万円
- ▽産第二十七号 耕地災害復旧(田復旧) 高橋組 五三〇万円

きのこ 研修会
10月6日
大蔵寺高原

○午前十時までに大蔵寺高原駐車場に集合(小雨決行・昼食持参・きのこ汁サーブ)
○主催は東頸城地区理科教育センター。講師は安塚・沼木小学校の秋山和喜先生。

郡の正副議長

委員長

松之山で研修会

郡の議会正副議長、委員長四十名が出席して研修会が九月十七日、松之山町自然休養

村センターで開かれた。県の企画調整部長、大川進さんを講師に招き、東頸城郡の地域開発について講演を聞いた。大川先生は、高速交通時代を迎えたことから、雪を克服して、工業の振興と高齢化社会に対応した地域づくりをするよう話された。

薬と健康の週間

10月17日～23日

- 医薬品は、使用時間、使用量、使用方法を守りましょう。
- 薬は湿気、日光、高温を嫌います。保存に注意しましょう。

行政相談

親切 厳守
親密 無料

- ▼10月17日(木) 一時～四時まで 布川防雪センター
- ▼10月18日(金) 一時～四時まで 自然休養村センター (相談は無料・守秘義務・政治的中立・業務は公平)

ニュース・マンスリー 〈今月の話題〉



おとしよりと交流
昔の生活を勉強

東頸城一番の歴史(創立百十三年)をもつ松之山小学校では、毎年おとしよりを学校に招き、子供達の授業を見てもらったり昔の生活の様子を話してもらったりして、おとしよりと子供達の交流を深めている。

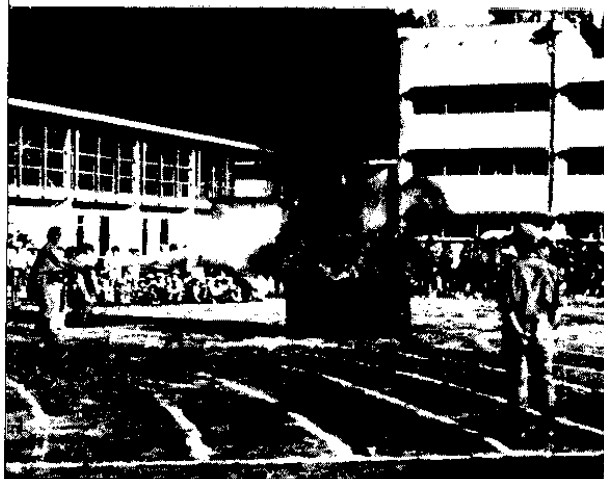
今年はおとしよりに布団、手さげかご、すっぱん、くつ、背なこうじ、ナベ敷き、手袋、荷なわなどたくさんの方々の細工を持って来てもらい、その使い方や作り方などを聞きながら、昔の生活の知恵を教わった。

防火講習会が九月三日浦田小学校で開かれた。

この講習会は東頸消防署松之山分遣所が防災週間の行事のひとつとして開いたもので、浦田地区の小・中児童生徒と婦人会員など約百人が参加、防火について講習を受けた。

そのあと、グラウンドに出て天ぷらナベの火災を想定してシートを使った消火方法や、消火器を使つての実演講習が行われた。

消火の実演
防火講習



恵みの雨にぬれたみこし
松之山の秋まつり

九月七日から八日にかけて松之山地区の秋まつりが行われた。

七日午後、小学校高学年の鼓笛隊を先頭に、子供みこしや大人の山車が商店街を歩き出すと、約一カ月半ぶりの雨が降り出した。

しかし、大人のみこしは、恵みの雨」ということでそのまま町内をねり歩いた。

民謡流しは中止となったが、歩行者天国の名物の夜店と大花火大会は翌日盛大に行われた。

NEWS・MONTHLY 〈今月の話題〉



歌碑も出来
鏡ヶ池公園の工事進む

町では昨年、鏡ヶ池の復元工事を進めているが、今年、池の前の大伴家持の歌碑（高さ約二層）も出来、かさぎのわたせる橋におくしものしろきを見れば、夜ぞふけに

ける。他二首の歌が刻まれている。池は心の字をデザイン化して造られたものである。この復元工事は三年計画で、やっているもので、最終年の来年は約二十万円投入して、木の植栽などの仕上げ工事が行われる予定。

名勝に親しむマラソン大会 東川小学校

東川小学校では、地域の名勝に親しむ気持を育て、体力の充実をはかろうと、鏡ヶ池の復元にもない鏡ヶ池を一周するコースで校内マラソン大会を開いた。

九月二十七日、校長先生から鏡ヶ池の由来を聞いたあと、鏡ヶ池を見学、低学年は九〇〇層、高学年は一、二〇〇層のコースで健脚を競った。



芸術品

ハチがつくった徳利

以前はこの家の軒下にもよく見られたが、最近ほめつたに見られないトックリバチの巣が、上川手の佐藤さんの土蔵にかけてあるのが見つかった。

名前の通りハチの巣がトックリを逆さにしたような形で、長さ十五センチの、ハチが造った芸術品である。



過疎の現況と今後の方向

最終回

過疎地域の農業と見通し

専業農家は増加傾向みせる

松之山町の農家

十年間に三八〇戸減少

過疎地域の農業の状況について概観すると、農家総数は、四十五年から五十五年の十年間に過疎地域及び全国とも減少しているが、過疎地域の減少率の方が若干上回っている。

これを専業農家にみると、五十年から五十五年には過疎地域及び全国とも専業農家が増加傾向に転じ、第二種兼業農家はやや減少した。

過疎地域の農家総数は、四十五年から五十五年の十年間に二十万世帯減少して百九万世帯となり、その減少率は、一五・三割と全国の一三・七割より高くなっている。

農家の専業兼業別の動向をみると、過疎地域及び全国とも、この十年間に、専業農家が四分の一程度、第一種兼業農家が四〇割以上の減少を示す反面、第二種兼業農家が一〇割強増加してその割合を高めている。

しかしながら、最近の五年間では、専業農家が全国で一

一割、過疎地域では三・三割増加し、第二種兼業農家が全国で一・四割、過疎地域で二・〇割減少するという新しい傾向が見られる。

農家の部門別生産額をみると、過疎地域における畜産の伸びが大きく、その比重も全国以上に高まっている。

一戸平均の耕作面積は

わずか〇・七七ヘクタール

松之山町の農家数は、四十五年から五十五年の十年間に三百八十世帯(二四・六割)減少している。

産業別就業者数では、農林業などの第一次産業が、四十五年の七六・三割から五十五年の六一・〇割と一五・三割減少している反面、建設業や製造業など第二次産業が七・六割、卸・小売業やサービス業など第三次産業が七・七割それぞれ増加している。

経営耕地面積は、四十五年

農産加工の伸びが過疎地域においては全国に対して半分以下であることが特徴である。

畜産部門は、過疎地域、全国ともに増加率の最も大きい部門であるが、特に過疎地域における増加率は、いずれの期間をとっても全国を上回っており、五十五年には全体の三割以上の比率を占めるに至っている。これと対照的なのが加工農産物部門であり、過疎地域における増加率は小さい。

が一・一九二ヘクタール、五十五年が八九八ヘクタールでこの十年間に二九四ヘクタール(二四・七割)減少しているが一戸平均耕作面積は〇・七七ヘクタールと十年前と変っていない。

昭和五十五年の農産物販売金額の規模は、農家総数一、一六二戸で、販売額が一〇七戸(九、二割)、百万円以下が一八九戸(七〇・五割)、百万円以上が二二六戸(二〇・三割)と零細農家が多い。

専業別農家数 (単位：過疎と全国＝千戸・松之山＝1戸)

区分	昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	過疎	全国	松之山町	過疎	全国	松之山町	過疎	全国	松之山町
専業	245 (19.1)	345 (15.6)	153 (9.9)	179 (15.4)	616 (22.4)	138 (10.6)	185 (17.0)	623 (21.4)	124 (10.7)
第1種兼業	461 (35.9)	1,814 (33.6)	831 (53.9)	325 (28.0)	1,259 (25.4)	555 (42.6)	258 (23.8)	1,002 (21.5)	354 (30.5)
第2種兼業	578 (45.0)	2,743 (50.8)	558 (36.2)	657 (56.6)	3,078 (62.1)	611 (46.8)	644 (59.2)	3,036 (65.2)	684 (58.8)
農家総数	1,284	5,402	1,542	1,162	4,953	1,304	1,088	4,661	1,162

(注) 1. 農林業センサスによる。
 2. 「専業農家」とは、世帯員中に専業従事者が1人もいない農家をいい、「兼業農家」とは、世帯員中に専業従事者が1人以上いる農家をいう。「第1種兼業農家」とは自家農業を主とする兼業農家をいい、「第2種兼業農家」とは自家農業を従とする兼業農家をいう。
 3. ()内は当該年における構成比である。

今年の農業観測と日本経済

景気は回復基調にあるが

国際動向には十分留意を……

農林水産省は、農林水産統計観測審議会の答申を得て、昭和六十年年度の農業観測を発表した。

日本の経済は、アメリカ経済の回復、在庫調整の完了、石油価格の低下及び物価の安定等に支えられ、五十八年度以降回復基調に転じ、以降順調な拡大過程を歩んでいる。五十九年度は、物価の安定等を背景に、輸出が増加し、国内需要も設備投資が堅調に増加するなど、景気は全体として拡大を続け、実質経済成長率は五・七割となった。

また、国際収支面では、經常収支は貿易収支黒字幅の拡大から黒字基調が続く一方、長期資本収支赤字幅が拡大し、基礎的収支は赤字基調となっている。

国内経済の見通し

六十年年度の国内経済は（政府経済見通し）、物価の安定を基調に国内民間需要を中心とした景気の着実な拡大が図られ、四・六割程度の実質成長が見込まれている。しかしながら、日本の経済は、民間活動がその主体をなすものであること、国際環境の変化には予見し難い要素が多いこと等から、今後これらの動向には十分留意する必要がある。

高齢化による引退等で農業就業人口は減少

農業就業人口は、五十六年度以降、労働力需給が緩和傾向で推移したこと等から、減少率は鈍化しており、五十八年度は、景気の緩やかな回復に伴うパートタイム求人数の増加等から、女子を中心に減少率が高まったが、五十九年には二・二割と再び減少率は縮小した。

六十年年度の農業就業人口は、引き続き農業就業者の高齢化による引退等自然減が見込まれるほか、雇用情勢の改善が見込まれていること等からみて減少テンポはやや高まり、二割から四割程度減少すると見込まれる。

農地のかい廃面積 横ばい傾向

耕地の非農林業用途へのかい廃面積は、近年、微減ないし横ばい傾向で推移しており、六十年度は、住宅建設、設備投資の回復等が見込まれるものの、最近の動向から見れば、ほぼ横ばいと見込まれる。

高い伸びを続けた食料費も

50年代から鈍化

経済の高成長期を通じて高い伸びを続けていた食料費は、五十年代に入り安定成長のもとでその伸びは鈍化してきた。

最近における食料費は総じて停滞傾向で推移しているが、この背景には、①経済の高度成長期を通じて形成された食生活が、栄養的にもほぼ満足すべき水準に達しており、食生活の変化が従来に比して、より緩やかなものとなっている。

②家計の実質収入の伸びが鈍化するなかで、実収入に占める非消費支出、土地家屋等借金返済及び食料、光熱・水道・保健医療サービス、授業料等家計にとって必需的支出部分の割合が拡大し、実収入から、これら必需的支出を差し引いた家計の自由裁量所得の伸びが、実収入の伸びを下廻って推移しており、これが食料費支出にも影響している、などが考えられる。

稲の作付面積

四万二千ヘクタール増

五十九年産の主要作物別の作付面積は、稲が他用途利用米（五万三、七五〇ヘクタール）を含め、四万二千九百増の二二一萬五千ヘクタールとなったほか、ばれいしよ、てんさいが引き続きわずかに増加し、野菜はほぼ前年並み、果樹、飼料作物、大豆、桑は引き早続き減少した。作付延べ面積はほぼ前年並みになったとみられる。

世界の穀物生産 緩和の方向

世界の穀物生産は、ソ連等では減産となったものの、アメリカが大幅に回復したほか、中国、西欧、東欧等で増産となったことから、全体ではかなり大きく増加し、在庫率も上昇するとみられ、需給は総じてひつ迫気味となった前年度に比べ、緩和の方向で推移している。

大豆の生産は、アメリカが回復したことに加え、ブラジルも増産とみられることから、全体ではかなり増加し、在庫率も上昇するとみられ、需給は緩和の方向で推移している。

よい生活習慣を育てよう

おわり

小学校 中学年の指導



自立心が芽生え

友達関係が緊密になる

中学年になると学校にも慣れ、客観的に物事を考えられるようになります。幼稚な自己主張も少なくなり「正しいこと」「公平であること」といった論理の主張も多くなってきました。また、情緒的にも安定してきます。

例えば、泣くことも低学年時代に比べると少なくなり同様に怒りの面でも、ある程度自分の心で抑制することもできるようになります。

また、自立心が芽生えるのも、この時期です。親や教師に依存することがほとんどで

あつた時代から、自分の周りの人たちが、すなわち友達へと意識が変ってきます。集団的な活動、組織的な行動が活発になってくるのもこの時期の特徴です。

グループがだんだん膨らみ、十人ぐらいで構成するようになってきます。また、友達との仲間関係がたいへん緊密になり、組織も安定し強いものになってきます。中学年の子供たちを称して「ギャングエイジ」と言うように、集団で元氣いっぱい活躍するようになります。

物事をやりとげ

ようとす意識

が出てくる

親や教師の言うことよりも、友達のことを大事にするこの時期には、ボスの存在の児童が現れることが多く、ま

家庭では、親と子の話し合いで

生活の「約束」をつくろう

中学年時代は、小学校六年間の中でも、いちばん基本的な生活習慣が身につくときだと考えます。こうした時期に自主性、自律性の芽生えを正しく伸ばしてやりたいものです。

学校での基本的な行動様式、特に中学年としては基礎・基本になる学力を身につけなければいけないときに、授業中のきまり、集団行動のきまりについては確実に定着させるように、日ごろの指導をしっかりとする必要があります。

た反面、協力して物事をやり遂げようとする意識も出てくるようです。集団を上手に利用して所属感を各自にもたせ次のような指導をしたいものです。

- ▼自分がみんなから認められていてという満足感が得られるようにする。
- ▼集団活動を通して正しい在り方を体得させる。
- ▼好ましい人間関係を育成させる。
- ▼自主性を高めさせる。

子供を

つきあい上手

にするには

自主性を尊重する

親が子供に過剰な期待をかけすぎると、子供は委縮してしまいます。また、子供の遊び相手や遊び方などに細かく口出しするのはよくありません。せっかく芽生えてきた積極性を摘み取ってしまうことになりかねないからです。子供の自主性を尊重しましょう。

遊び道具を

与えすぎない

おもちゃや、ゲーム、テレビなど子供の遊びの対象となる物がたくさんあります。しかし、遊び道具の与えすぎやテレビの見すぎは、体を使わない、独り遊びを好む子供にしてしまわないとも限りません。

創造性や探求心を育てるためには、遊びの中に工夫する余地のあることが大切です。また、遊び道具が十

小学校 高学年 の指導



知能がいちばん発達する時期

論理的記憶も出てくる

高学年になると精神的にも大きな発達を示すようになり、客観的知覚・思考・社会性などが分化してきます。ですから、いろいろな物事を客観的にとらえることができようになるようになります。この時期の知的な能力の発達は、一生でいちばん大きいと言っても過言ではありません。

ただ単に物を覚えることに優れるだけでなく、順序や形式などを考え、大意をつかんでの論理的記憶ができるようになります。考える力についても、さらに幅広い怒りや悲しみ、哀れなどの情緒面も発達しながら心でコントロールできるようになります。

また、社会性の発達も大き

く、集団の成員としての行動が多くなり、中学年にも増して友達関係について気を遣うようになります。それとともに男女両性の特徴が目立ってくるに従い、お互いに意識した行動が見られるようになります。

一方、最近の子供の傾向として、根気強さ、粘り強さに欠けることや責任感の不足、物事のやりっぱなし、実行力の不足、周りの物事に無関心、自己本位でかたくな振る舞いが多いなどがあげられます。

指導のいかんによっては、非行等に大きく曲がっていく心配もあるので、特に注意が必要な時期でもあります。

この時期には、性的にも大

男女の特徴が目立ってくる 性非行に注意する

高学年は、特に自主的、自律的な行動が要求される時期です。教科特別活動を通して

きな変化があります。女子は五年生ぐらいから初潮を迎える子供が増えてきて、女らしい体になってきます。男子はしだいにたくましくなり、男らしい体つきになってきます。

最近性は性についての情報があふれ、子供は、いやおうなしにその影響を強く受けます。

そのため、性に関心をもつ子が以前に比較し大変多くなっていますので、性教育のうえでも大切な時期にあると言えます。

自主的な活動が必要で、最近、高学年児童に積極的な物事を計画し実行する姿勢がなくなってきたことが、松之山の子供たちへの調査結果からも明らかにされています。

自分の生活を自分で管理できる力を養うことが、特に望まれます。自分で計画が立てられる、立てた計画をやり遂げる、他人に左右されずに自分の生活がつけられる。などを日ごろの指導の中で培わなければなりません。

高学年は、基本的な生活習慣の定着期と言えます。児童が主体的に自主・自律の心で生き生きと活動できるように、一人ひとりの児童の実態をつかみ、たゆまぬ適切な指導、そして、その状況の評価、温かい児童と教師のつながりの中で実践をしていきたいものです。

特に気をつけたいのは、教師の目の届かないところでの子供たちの行動です。掃除のときの他所での行動、クラブや委員会活動での様子など、情報交換を怠ると、取り返しのつかない状態を醸成することがあります。

分でなくても、お互いが譲り合うことで友達づきあいをうまくすることができるといふこともあるでしょう。

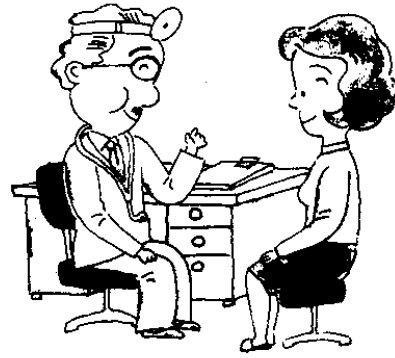
**積極性を
身につけさせる**

幼児期には人間としての知識や能力を急速に獲得していきます。こうした時期にこそ体を動かす遊びを通して、積極性を身につけさせる必要があります。積極性が、多くの友人関係をつくるうえで、より効果的だからです。

けんかも成長の一過程

子供の世界にけんかとはつきもの。見方によっては好ましい成長の一過程です。けんかの仕方が危険な場合は別にして、大人がすぐに手や口を出すのは考えもの。子供はけんかを通してお互いの考えを知り、相手を認めて譲ることも身につけていくのです。自分の主張を言い張るか、引つ込めるかの「呼吸」を覚え、友達とのつきあひも上手になっていくのです。

健康を守る 国民健康保険



相互扶助を目的として

運営されている

ふだん私たちは健康であっても、いつ、どこで、どんな病気やけがをするかわかりません。病気やけがをしてお医者さんにかかるとお金がかかります。もしお金がなくてお医者さんにかかれないということがあつたら大変な事です。このようなことがないように国民はだれでも、どこかの健康保険に入らなければならぬことになっています。このことを「国民皆保険」といいます。その一つとして、国

民健康保険（国保）があります。

国民健康保険は、会社等の各種健康保険に加入できない方のために設けられたものです。医療費の家計負担を少しでも軽くするために、ふだんからお金を出し合い、病気やけががあつたときの医療費にあてようという、相互扶助を目的として運営されています。私たちの健康と生活を守るための大切な制度です。

国保に加入する人

国保に加入し、保険税を払って保険の利益をうける人を被保険者といえます。

また、高齢退職者は退職医療制度により、医療をうけます。

加入は世帯ごと

加入は世帯ごとになります。

会社へ勤めている人やその家族は、職場の健康保険、共済組合へ加入できますが、これらのいずれにも入っていない人が国保に加入します。加入者が七〇歳（寝たきりの人は六十五歳）になると老人保健法の適用をうけます。

そして、一世帯に一枚の保険証が交付されます。同じ住居に住んで家計がいつしよの人は同じ世帯になります。

国保でやつてもらえること

7割は国保で負担

病気やけがをしたとき、国保を取り扱う病院、診療所で治療を受けたとき、そのかかった医療費の三割を自分で払い、残り七割は国保が負担します。

療養費の支給

国保で診療を受ける場合、保険証を提出して国保を扱っているお医者さんにかかるのが原則です。しかし旅行中急病になって、国保を取り扱っていない病院へかつき込まれたり、あるいは保険医であっても保険証を持っていなかったりしたときは、かかった医療費は全額支払わなければなりません。このようにやむをえない理由で国保で診療が受けられなかったときは、あとで国保の窓口へ請求して下さい。国保で査定した金額の七割が支給されます。

葬祭費の支給

加入者が死亡したとき、葬祭費として二万円が支給されます。

高額療養費

①医療費の自己負担額が、一人、一カ月、一つの病院について五万一千円を超えた場合、その超えた分は国保が負担します。

ただし、低所得者（住民税非課税世帯）については三万円です。

②同一月、同一世帯に医療費の自己負担額が三万円（低所得者は二万一千円）以上の場合が二回以上あつた場合、その額を合算して五万一千円以上を超えた分については国保が負担します。

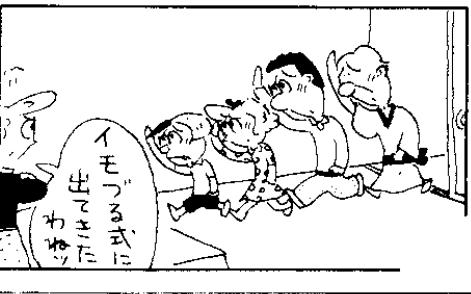
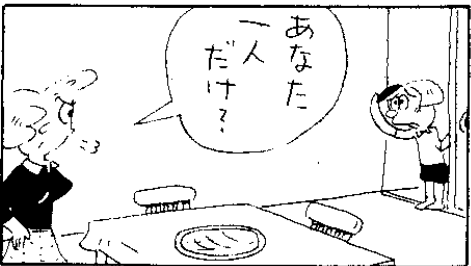
③一年間に、同一世帯に対し、高額療養費の支給が四回以上あつた場合に、四回以降からは、自己負担額が三万円（低所得者は二万一千円）を超えた分については国保が負担しません。

助産費の支給

加入者が出産したとき、助産費として一五万円が支給さ

さわやか 君

西村 宗



10月は 国保強調月間

退職者医療制度には どんな人が 加入するか

国民健康保険の加入者で、会社や役所・団体・学校など永年勤めて年金をもらっている七十歳未満の人およびその家族は、医療については国民健康保険から離れて、退職者医療制度に移り、その被保険者、扶養家族として診療を受ける



けることとなります。退職医療制度の加入者はつぎのような自己負担で診療をうけることができます。

- ▽退職被保険者本人 入院・外来 二割。
- ▽被扶養者 入院 二割。外来 三割。

70歳に達すると 老人保健に 移ります

国民健康保険の加入者が七十歳（寝たきりの人は六十五歳）に達すると老人保健によって医療をうけることとなります。



病院窓口で提示します。外来で診療を受ける場合は、一カ月一つの医療機関に四百円の一部負担金を最初の診療の日に支払います。入院の場合は一日三百円の一部負担金を二カ月間支払います。

豊かなくらしと 住みよい社会をつくる

郵便貯金月間

10月1日 ~ 31日

退職者医療制度

70歳未満のサラリーマンの方

「木と緑の 相談窓口」 を設置

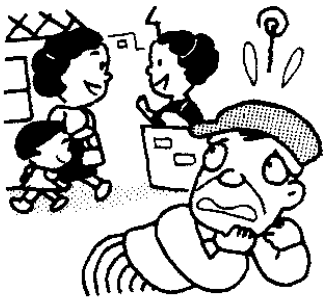
高田営林署



高田営林署は、新たな時代に対応した森林づくりを目ざして、ふれあいの森づくり運動などを推進しているが、本年は国際森林年でもあることから、このほど「木と緑の相談窓口」を設置した。

- ▽木と緑の相談窓口
- 高田営林署
- 上越市本城町二―三
- 二五五―二四―二一八〇
- 関山担当区事務所(妙高村)
- 二五五―八二―二〇三三
- 妙高担当区事務所(妙高高原町)
- 二五五―八六―二二七四
- 糸魚川担当区事務所(糸魚川市)
- 二五五―二一―〇五五九

10月11日～ 20日 全国防犯運動



昨年、全国で起きた空き巣や窃盗は、十分間に五・七件泥棒は、あなたのほんのちよつとしたスキをねらっています。出かけるときは、必ずカギをかけると同時に、隣近所に声をかけることもお忘れなく。

狂犬病の 予防注射

狂犬病予防注射が行われます。今春(六月)に狂犬病予防注射を受けた犬は、今回は対象外です。春の予防注射後に生まれた犬等が対象となります。

- 対象犬のいる人は、印鑑・愛犬手帳を持参して、犬は丈夫なクサリでつないで、きてください。くわしくは、衛生係へ。
- ▽十月十五日(火)
- 午後一時半から二時半まで
- 松之山町役場
- ▽料金
- 一頭につき四、七〇〇円

(登録料二、一〇〇円、注射料二、六〇〇円)

先の通常国会で、狂犬病予防法の一部が改正され、従来年二回実施していた狂犬病予防注射が、新しい予防ワクチンの開発に伴い、年一回に改められ今年度から実施されることになりました。

停電

東北電力

- ▽10月29日(火)
- 午後一時半から四時半まで
- 水梨・小谷



9月のできごと

- 2日 農業委員選挙告示
- 3日 議会産経委員会
- 4日 水稲損害評価打合せ会
- 6日 スキー場宣伝協議会
- 9日 選挙会
- 12日 議会総民委員会
- 13日 議会建設委員会
- 18日 農業祭打合せ会
- 19日 農業者年金会議
- 24日 干害査定
- 25日 9月定例議会(26日まで)
- 30日 農業委員会総会

人事異動

10月1日付

- ▽総務課付(教育委員会・庶務係長) 村山 正
- ▽教育委員会・総務学事係長(議会事務局) 佐藤 明彦
- ▽議会事務局(住民課住民係) 相沢 秋男
- ▽住民課住民係(総務課税務係) 久保田 吉弘

編集後記

十月号で広報係を交代することになりました。広報係になって三年半(七十四号から百十六号まで)皆様方に助まされて、どうにか毎月発行して参りましたが、私の編集は今号で最後となりました。

ようやく広報にも慣れて、これからいろいろ皆様のためになる広報をと思っていたところでしたが、皆様のご期待にそえないまま終ることが心残りです。

毎月心よくひき受けて頂いた表紙のモデルさん方、また、話題提供などご協力、ご指導頂きました皆様方に厚くお礼申し上げます。(佐藤)